

株主総会对策1 ～会社法関係省令改正による変更点～

きっかわ法律事務所
弁護士 山下恵美
野尻奈緒

第1 独立役員確保に関する改正

【改正内容】

上場会社は、社外取締役又は社外監査役の中から、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」を独立役員として1名以上確保しなければならない。

（東証 有価証券上場規程436条の2第1項）

（大証 企業行動規範に関する規則第5条の2）（資料1）

但し、義務違反に対する公表措置は、平成23年3月1日以降に終了する事業年度にかかる定時総会終了後から対象。

【改正の趣旨】

一般株主（持分割合が低く、単独では会社の経営に対する有意な影響力を持ち得ない株主）の利益保護 （資料2）

【留意点】

「一般株主と利益相反の生じるおそれのない者」

= 主に以下の要件に抵触しない者（上場管理等に関するガイドラインⅢ5
(3)2参照） （資料3）

該当する者を指定する場合には、届出前に事前相談し、さらに、コーポレートガバナンス報告書において指定する理由を開示する必要がある。

- ① 親会社又は兄弟会社の業務執行者（会社法施行規則2条3項6号）
- ② 当該会社を主要取引先とする者、その業務執行者
- ③ 当該会社の主要取引先、その業務執行者

- ④ 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（これらが法人の場合は所属する者）
- ⑤ 主要株主（法人の場合はその業務執行者）
- ⑥ ①から⑤の者（重要でない者を除く）の近親者
- ⑦ 当該会社及びその子会社の業務執行者（重要でない者を除く）の近親者

注意 ・上記①～⑦の業務執行者にはすべて、過去の業務執行者を含む
・それ以外の者については、過去に該当していたとしても事前相談の必要はない

【対応】

1. 全上場会社は、平成22年3月31日までに、独立役員の確保状況につき記載した「独立役員届出書」を取引所に提出する必要がある。（←事前相談すべき場合も）
2. 独立役員の異動がある場合、その2週間前までに届出する。
3. 取締役等の候補者が独立役員の要件を満たしているかどうかは、株主総会参考書類の記載事項ではないが、記載の有無にかかわらず、株主から質問が出ることも考えられるため、対応が必要となる。
4. 平成22年3月31日以後に終了する事業年度の定時株主総会終了後、独立役員の氏名や指定理由を記載したコーポレートガバナンス報告書を取引所に提出する必要がある。

第2 議決権行使結果開示に関する改正

【改正内容】

上場会社について、株主総会において決議事項が決議された場合に、議決権行使結果として次の事項を記載した臨時報告書の提出を義務づける（企業内容等の開示に関する内閣府令19条2項9号の2）。 （資料4）

- ① 株主総会の開催年月日
- ② 決議事項の内容
- ③ 決議事項に対する賛成・反対・棄権にかかる議決権数、当該決議事項の可決要件、決議結果
- ④ ③の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を参入しなかった場合はその理由

- 注意** ・個別の役員ごとの選任議案の得票数の開示についても、他の議案と同様に記載する。
- ・平成22年3月31日以降に終了する事業年度にかかる定時株主総会及びその後開催される株主総会について適用される

【対応】

賛成票等の開示方法

1. 前日までの議決権行使における賛成票等を開示する方法
前日までに相当程度の賛成の議決権が行使され、当日出席の議決権行使が相対的に少ない会社の場合に適する。(機関投資家比率の高い会社など)
2. 総会当日出席の役員分を賛成票として加算する方法
役員が相当程度の議決権を持っているオーナー企業などに適する。
3. 当日出席の大株主分を賛成票として加算する方法
親会社や法人株主が上位株主に位置する企業などに適する。大株主が多い場合には、どの程度の株主までを加算するか検討する必要がある。
4. 当日出席のすべての株主の賛成票等を確認する方法
最も正確な賛成票等が明らかとなる方法。当日集計しなければ判明しない場合や、後日紛争が発生する可能性がある場合、開示につき透明性を高めたい場合などに有効な方法。

第3 役員報酬に関する改正

【改正内容】(資料4)

上場会社においては、有価証券届出書、有価証券報告書において、以下の情報を開示する必要がある。(平成22年3月期有価証券報告書から適用)

1. 取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役・社外役員に区分した報酬等の総額、報酬等の種類別の総額等
2. 役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等の総額・連結報酬等の種類別の額等(ただし、報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる)
3. 提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法

(企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式・記載上の注意(57)a(d))

【対応】

株主総会においても、役員等の報酬に関して開示した事項に対する質問に対応する必要がある。

第4 買収防衛策見直しのポイント～有効期間満了に伴う継続の可否・修正の要否

1 買収防衛策とは？

▶ 事前警告型

突然の大規模買付けに備え、あらかじめルール(①買付内容等に関する情報開示、②検討期間等の確保)を提示しておき、ルールに違反した場合もしくは提案そのものが企業価値を毀損するおそれがある場合に、事前に開示している対抗措置(新株予約権の無償割当等)を発動する防衛策。

2 事前警告型のスキーム

(1)導入方法

- ① 取締役会決議型 取締役会のみで導入
- ② 普通決議型 株主総会の普通決議で導入
→宣言的決議・勧告的決議
- ③ 定款変更型 定款変更に係る特別決議+買収防衛策導入の普通決議で導入

(2)買付者が出現した場合の手続き

- ① 買付者による意向表明書の提出
- ② 提出発行会社による必要情報リスト(質問状)の提出
- ③ 買収者による必要情報の提出
- ④ 取締役会による買収提案の評価・意見形成・代替案立案
- ⑤ 取締役会による発動・不発動の決議
+取締役の意思決定の中立性を担保する仕組み 独立委員会、株主意思確認総会

(3)対抗措置発動の判断手続((2)⑤について)

一般的な事前警告型では、買付ルール違反又は企業価値を毀損するおそれのある買収提案の場合、買収者に対し対抗措置を発動できることとなっている。

対抗措置発動手続きのパターン

- ① 取締役会のみ
- ② 独立委員会の勧告
- ③ 株主意思の確認
- ④ 独立委員会の勧告＋株主意思の確認

3 新規導入の動向

(1)新規導入企業の激減

(2)導入方法の推移

→【近時の傾向】取締役会決議型が激減、株主総会に付議する形の中でも定款変更型を採用する企業が増加

- ・ 買収防衛策導入は株主総会の法定決議事項ではないことから、定款変更により、株主総会の決議事項とした方が法的安定性が増す
- ・ ブルドッグソース事件最高裁判決(株主総会の特別決議を経て導入された。)
- ・ 機関投資家による厳格な運用の要請

【企業年金連合会「企業買収防衛策に対する株主義決権行使基準」H20.3.24(以下、「議決権行使基準」という。)(資料6)】

(3)対抗措置発動の判断手続の推移

→【近時の傾向】④(独立委員会の勧告＋株主意思の確認)が急激に増加

- ・ ブルドッグソース事件の一連の判断において株主の意思確認の重要性につき繰り返し言及【ブルドッグソース事件最高裁判決(最決 H19.8.7)(資料7)】

※ 企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」H20.6.30(以下、「平成20年報告書」という。)(資料5)

→合理的な手続に違反する買収及び濫用的買収以外のケースについて、買収防衛策発動の判断につき「株主の意思に基づくものであることが不可欠」

(4)独立委員会の構成

社外有識者(48.6%)、社外監査役(38.5%)、社外取締役(12.9%)

【近時の傾向】 機関投資家による厳格な運用の要請

- ・ 議決権行使基準によれば

「独立委員会に当該会社と利害を有する者が含まれている場合」

→原則として肯定的に判断できない。

利害を有する者とは？

△主要取引先、顧問アドバイザー、メインバンク等の債権者、親族、元従業員

→実態を慎重に精査し、株主の納得と理解が得られるものである必要【企業
価値研究会「企業価値報告書」H17.5.27】

- ・ 独立役員との兼務も検討の余地あり？

(5)買収者への対価交付

H19.7 から H20.3 まで 買収者に対する経済的対価交付に言及する企業が増加

←ブルドッグソース事件による増加

H20.4 から H22.1 まで 経済的対価交付に言及する企業が減少

←企業価値研究会の平成 20 年報告書による減少

4 有効期限到来時の対応

★平成 20 年 6 月株主総会の状況

継続企業が全体の 92.8%

そのうち継続導入方法、発動判断手続のいずれかの変更を行ったもの 4 割強

▶変更内容

- ・ 導入方法の変更

概ね株主意思の確認をより重視する方向への変更(①→②、①→③又は②→③)

- ・ 対抗措置発動の判断手続の変更

概ね独立委員会の勧告+株主意思の確認への変更(②→④)

5 廃止・非継続企業の増加

新規導入事例数の減少に反比例する形で、廃止・非継続する企業が増加傾向

←金融商品取引法の改正 濫用的買収を規制する一定の対応

・公開買付期間の延長請求権の付与、質問権の付与

6 本年6月総会における留意点

➤株主意思確認を重視する傾向

➤機関投資家の目線

・平成20年報告書

・議決権行使基準

・各機関投資家の議決権行使に関するガイドライン(HP等に掲載)

←これらを参考にした内容の検討